

平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会社名	藤井産業株式会社
代表者名	代表取締役社長 藤井昌一 (JASDAQ コード番号 9906)
問合せ先	常務取締役社長室長 秋本 榮一
電 話	028-662-6018

単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 単元株式数の変更について

1. 最近の投資単位の状況及び変更の理由

(1) 最近の投資単位の状況

①直前事業年度の末日における最終価格をもとに

算出した 1 売買単位当たりの価格	448,000 円
-------------------	-----------

②直前事業年度における日々の最終価格をもとに

算出した 1 売買単位当たりの価格の平均	488,000 円
----------------------	-----------

※直前事業年度の末日における単元株式数	1,000 株
---------------------	---------

(2) 変更の理由

投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整えることで、当社普通株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ると同時に、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を見直し、株式投資単位の引下げを行うことといたしました。

2. 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更します。

3. 変更予定日

平成 21 年 7 月 1 日(水)

II. 定款一部変更について

1. 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 後
第 2 章 株式 (単元株式数および単元未満株式の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 2. (条文の記載省略) (新 設)	第 2 章 株式 (単元株式数および単元未満株式の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 2. (条文は現行どおり) <u>附 則</u> 第 1 条 単元株式数に関する経過措置 第 9 条第 1 項の変更は、平成 21 年 7 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のおりとする。 (単元株式数および単元未満株式の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、 1,000 株とする。 なお、本条は、第 9 条第 1 項の変更の効力発生後これを削除する。

(ご参考) 上記変更に伴い、平成 21 年 7 月 1 日をもって、株式会社ジャスダック証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

3. 効力発生日

平成 21 年 7 月 1 日(水)

以 上